平成２５年（フ）第２５４号
岡山県総社市中央４丁目19番地103
破産者　河原　正人
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
岡山県総社市三輪989番地総社南ソレイユ108
破産者　髙木　理恵
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
広島市安佐北区亀山西１丁目８番６号
破産者　上山　美保
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０８号
広島市佐伯区観音台３丁目１番15号、申立時の住所広島市佐伯区五月が丘３丁目22番８号
破産者　金井　明美
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６９号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目25番７号
破産者　吉峰可南子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１４号
広島市佐伯区三宅３丁目５番２―401号
破産者　清水　幸一
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５０号
広島市中区基町18番１―371号
破産者　葛神　高之
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５３号
広島市南区東雲本町３丁目２―26―404
カーサ東雲、住民票上の住所広島市南区宇品御幸５丁目11番24号
破産者　橋本　豊
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３３号
広島県廿日市市永原100番地69
破産者　白井　剛
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５８号
広島県安芸郡熊野町萩原４丁目５番56号
破産者　後工田幸子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７０号
広島県安芸郡海田町窪町２番10―603号
破産者　田中久美子（旧姓木内）
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７７号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番72―205号
破産者　伊澤　清
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７８号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番72―205号
破産者　伊澤　榮子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３８号
広島県呉市宮原７丁目３番37号201号室、住民票上の住所長崎県佐世保市広田４丁目10番７―304号
破産者　中尾　尚道
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２２２号
広島県福山市加茂町字八軒屋115番地１　コーポサンスカイＦ102
破産者　越島　栄美
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２３号
広島県福山市神辺町字平野132番地５　ベルメゾンフローラ101
破産者　越島　竜也
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２９号
広島県福山市東川口町５丁目10番17―２号　森山共同住宅２Ｆ
破産者　吉岡　由恵
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３７号
広島県福山市南本庄２丁目５―31　レオパレス南本庄202号、住民票上の住所広島県福山市神辺町字道上151番地４
破産者　平岡　利恵
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４８号
広島県安芸高田市吉田町竹原967番地
破産者　吉本　清二
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第５１号
広島県山県郡北広島町有田1192、住民票上の住所広島県三次市畠敷町974番地１
破産者　田宮　信之
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２８０号
香川県高松市高松町2585番地　県住１－３
破産者　久保友香理
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
愛媛県今治市本町６丁目４番11号、前住所愛媛県今治市大新田町４丁目３番27号
破産者　伊藤貴世子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３３８号
高知市鵜来巣８番33号
破産者　西　朝子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８５号
福岡県飯塚市津原1292番地１
破産者　酒井　優
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２３号
茨城県鉾田市中居1415番地50
再生債務者　奥田　飛鳥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日　水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第３０号
川崎市高津区新作６丁目４番18―201号　ミルプランタン
再生債務者　加我　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第４５号
川崎市多摩区登戸2487番地
再生債務者　阿久津泰紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係